

選 択 約 款

(家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約)

2025 年 8 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の申し込み	2
5. 契約の成立及び変更	2
6. 契約期間	3
7. 検針	3
8. 使用量の算定	3
9. 料金	3
10. 単位料金の調整	3
11. 割引制度	4
12. 設置確認	5
13. 契約の解約	5
14. その他	5
附 則	6
別 表	7

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約

1. 適用条件

この選択約款は、専用住宅又は併用住宅の居住部分において食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続して使用されるお客さまで、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定しており、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「食器洗い乾燥機」とは、食器を入れ、専用洗剤を使用し、給湯接続により、自動的に食器の洗浄・乾燥まで行う機器をいいます。
- (2) 「ガス給湯器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、給湯能力10号（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。以下同じ。）相当以上の能力を有する先止式給湯器をいいます。
- (3) 「高効率給湯器」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯能力が60号以下の

給湯器をいいます。

- (4) 「ガスコンロ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用する鍋、フライパン等の炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (5) 「ガス温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機又はガス給湯器により、温水を供給して、暖房又は乾燥を行うシステムをいいます。
- (6) 「ガストーブ」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放射熱又は対流熱で暖房を行う燃焼機器をいいます。
- (7) 「暖房機器」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、使用するガストーブ又はガス温水暖房システムのことをいいます。
- (8) 「専用住宅」とは、居住のためだけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (9) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (10) 「居住部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部又は併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (11) 「冬期」とは12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 契約の申し込み

お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に所定の申込書によりこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。

5. 契約の成立及び変更

- (1) 選択約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「選択契約」といいます。）は、当社が4の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。この場合、当社は、料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択契約の契約成立日から1年を経過しないで他の選択契約への変更を申し込まれた場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、当該変更の申し込みが、一般ガス供給約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「一般契約」といいます。）への変更、設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (3) 過去にこの選択契約及び他の選択契約を契約成立日から1年を経過しないで解約又は一般契約への変更をされ、同一需要場所において再びこの選択契約及び他の選択契約の申

し込みをされた場合で、その適用開始日が過去の選択契約の解約又は一般契約への変更をされた日から1年を経過していないときは、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、当該変更の申し込みが設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。

- (4) 当社は、お客さまが当社とのこの選択契約、一般契約又は他の選択契約に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、使用の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

この選択契約の契約期間は、契約成立日から解約した日までといたします。

7. 検針

当社は、一般ガス供給約款に規定する検針の他、この選択契約から一般契約への変更があった場合、この選択契約の解約日に検針を行います。

8. 使用量の算定

各月の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、翌月の定例検針日の前日までに解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

9. 料金

- (1) 当社は、別表2及び3の料金表における単価を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、使用を開始した日といたします。
 - ② 一般契約又は他の選択契約からこの選択契約へ変更する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日といたします。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第4位の端数は切り捨てといたします。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

89,530 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(5)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及び同3か月間におけるトン当たり液化プロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、237,480円以上となった場合は、237,480円といたします。この場合において、価額及び数量とは、関税法の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

(算式)

平均原料価格

＝（トン当たり液化天然ガス平均価格）×0.9273

＋（トン当たり液化プロパン平均価格）×0.0775

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 割引制度

(1) この選択契約を締結されているお客さまで、①高効率給湯器をご使用いただいている、又は①と併せて②ガスコンロ又は③ガストーブをご使用いただいている、若しくは①、②及び③の全ての機器をご使用いただいている場合には、その機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、割引制度の適用を申し込むことができるものといたします。

第1種割引

適用条件 ①高効率給湯器をご使用の場合

第2種割引

適用条件 ①高効率給湯器を使用し、かつ、②ガスコンロ又は③ガストーブのいずれかをご使用の場合

第3種割引

適用条件 ①高効率給湯器、②ガスコンロ及び③ガストーブをご使用の場合

- (2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に所定の申込書によりお申し込みいただき、当社が申し込みを承諾した場合に割引制度を適用いたします。
- (3) 当社は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3(1)を、第2種割引は別表3(2)を、第3種割引は別表3(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (4) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
 - ① この選択契約と同時に割引制度の申し込みをする場合は、9(2)により定める日と同一といたします。
 - ② 既にこの選択契約を締結されているお客さまが、新たに割引制度の適用を希望される場合は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
 - ③ 既に割引を適用されているお客さまが、(1)に定める割引種別の変更を希望される場合は、当社が割引種別の変更申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
- (5) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

12. 設置確認

当社は、1又は11に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、この選択契約の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

13. 契約の解約

食器洗い乾燥機、ガス給湯器を取り外した場合等、1又は11に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、1に定める適用条件を満たさなくなった場合は、この選択契約に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

14. その他

- (1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) この選択約款及び一般ガス供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。

2. 10 単位料金の調整(2)②237,480 円（以下「調整上限」といいます。）について

調整上限は、2022 年 9 月から 11 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更及びこの選択約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

別 表

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。ただし、11 に定める割引制度の適用がなされていない、又は(4)で算定した割引額が0円の場合は、料金は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。ただし、割引額算定の結果が別表3の料金表2に規定する割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算

定にあたっては、当年4月から6月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表 1

(1) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

適用区分			基本料金 (ガスメーター1個当 たり1か月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
冬期以外	A	10立方メートルま での場合	680.90円	272.151円
	B	10立方メートルを超 え20立方メートルま での場合	744.70円	265.771円
	C	20立方メートルを超 える場合	2,575.10円	174.251円
冬期	D	10立方メートルま での場合	680.90円	272.151円
	E	10立方メートルを超 え20立方メートルま での場合	744.70円	265.771円
	F	20立方メートルを超 え60立方メートルま での場合	2,207.70円	192.621円
	G	60立方メートルを超 える場合	3,615.15円	169.169円

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(備考)

基本料金及び基準単位料金により料金を計算した場合、別表 1 の規定により算定した料金と異なることがあります。

3. 料金表 2

(1) 第 1 種割引 (消費税等相当額を含みます。)

割引率	3 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円

(2) 第 2 種割引 (消費税等相当額を含みます。)

割引率	4 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円

(3) 第 3 種割引 (消費税等相当額を含みます。)

割引率	5 パーセント
割引上限額 (1 か月につき)	2,200 円